

【 今年度の意見交換方法について 】 (案)

- 現行の委員会制度を積極的に活用して市民意見を聴取する。  
→市民意見をもとに委員会が所管事務調査として調査・研究し、結果を市民へ報告する。
- 常任委員会単位で対応できない場合は、議会として横断的に対応する。

		常任委員会単位 (対応議員数：10人)		議会単位 (対応議員数： 数人～全員)
		■公聴会	■参考人招致	■懇談会
手続き	委員会の決定に基き 議長の承認が必要	委員会の決定に基き 議長への届出が必要	委員会の決定	議会（議運）の決定
テーマ	議案、請願等について 賛否の意見を聞く	議案、請願等のほか、 調査事件について 意見を聞く	委員会の所管事項	市政全般
対象	・応募した者から ・利害関係者、 学識経験者等  【選定方法】 ・委員会が選定	利害関係者及び 学識経験者  【選定方法】 ・委員会が選定	所管の関係団体等  【選定方法】 ・公募 ・委員会が指定	各種関係団体等  【選定方法】 ・公募 ・議会が指定
意見 交換 の 形態	・応募者はあらかじめ 委員会に意見を述べる 理由と賛否を申し出る 必要がある。  ・公述人は賛否の意 見、質疑への答弁のみ 発言できる。  ・一人ずつ聴取する。	・参考人は質疑への答 弁のみ発言できる。  ・一人ずつ聴取する。	・複数の参加者と懇談 する。	・複数の参加者と懇談 する。
場所	議会棟内	議会棟内	委員会で決定  【議会棟内】  【議会棟外】 ・市内公共施設 ・町会館 ほか	議会（議運）で決定  【議会棟内】  【議会棟外】 ・市内公共施設 ・町会館 ほか